

(8) 視覚障害者を誘導する装置①

設計のポイント

視覚障害者の安全で効率的な移動の支援や危険回避の手段として、視覚障害者を誘導する装置を設置する必要があります。

周囲の状況を考慮し、視覚障害者が容易に確認できてわかりやすい方法で敷設することが必要です。

□視覚障害者用床材には、①視覚障害者に移動方向を示すための床材[誘導用床材]と②視覚障害者の注意をうながすための床材[注意喚起用床材]の2種類があります。

□弱視者に配慮して色彩や明暗のコントラストをつけるとともに、単純な動線で移動経路を形成することが重要です。

整備基準

【適用施設／1にあつては建築物(事務所、工場等及び共同住宅を除く。)、2から4までにあつては建築物(教育施設等、事務所、工場等及び共同住宅を除く。)]

●整備基準

- 1 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口から道等に至る敷地内の1以上の通路は、次に定める構造とすること。

ア 視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と**識別しやすい床材**^①に限る。以下この表において「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。

イ 傾斜路の**上端及び下端**^②に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。)を敷設すること。

ウ 車路に接する部分及び車路を横断する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

エ 段の**上端及び下端**^③に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

- 2 直接地上へ通ずる出入口から**施設内の人又は標識により視覚障害者に施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所**^④までの1以上の廊下等及び階段は、1に定める構造に準じたものとする。

- 3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設ける傾斜路は、1のイに定める構造に準じたものとする。

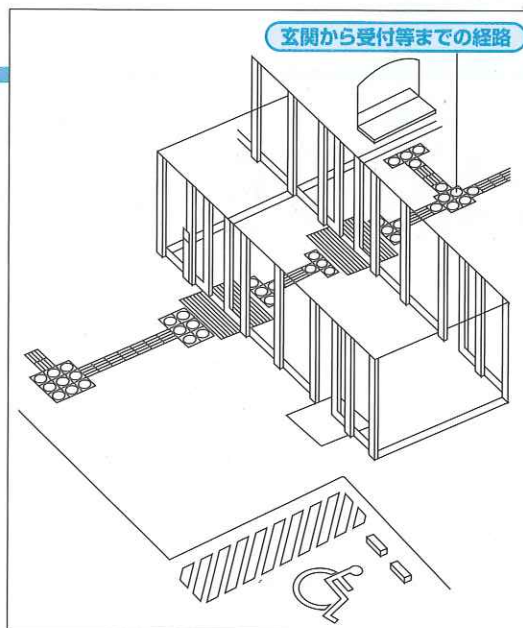
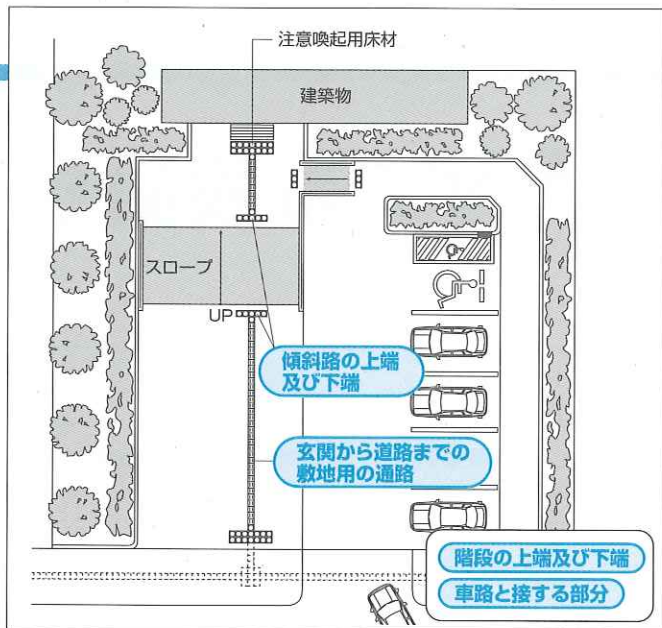
- 4 2に掲げる階段以外の階段は、1のエに定める構造に準じたものとする。

●基準の解説

① 原則として、凹凸のあるブロック状の視覚障害者誘導用床材とするほか、周囲の床材と明度、仕上げ等により容易に識別できるものとします。

② 段や傾斜の手前で注意をうながし、つまずきや転落を防止するとともに、終端で終わりの認識をうながし、空足を踏むことを防止します。

④ 建築物の玄関から、有人の館内案内所や受付カウンター、館内案内触知板等までの誘導を行うものです。



●整備例

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

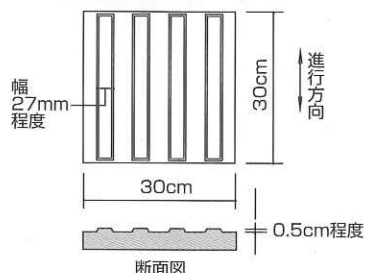
⊗ 注意マーク

■ 視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材

- ▲ 視覚障害者用床材は、視覚障害者が容易に確認でき、かつ、覚えやすい方法で敷設し、敷設にあたっては、視覚障害者の安全な歩行を阻害しないよう、障害物等は絶対に置かないようにします。
- ▲ 視覚障害者誘導用床材の色は、周囲の他の床材とのコントラストをつけるように配慮します。(黄色は注意色であることから視力の弱い人にも識別しやすいとされています。)
- ▲ 全盲の人は、視覚障害者用床材表面の凹凸を足の裏や白杖の先端で方向性や危険な箇所を認識します。また、弱視の人は、凹凸だけでなく、周囲の床材と視覚障害者用床材の明度や色相のコントラストにより認識します。
- ▲ 視覚障害者の行きと戻りの歩行に配慮し、誘導用床材の両側には、最低60cm以上の空間が必要です。
- ▲ 視覚障害者用床材は、敷地の入口から建築物の出入口を経由して受付等の案内場所までの主要動線に敷設します。
- ▲ 平成13年「視覚障害者用誘導用ブロック等の突起の形状、寸法及び配列」について日本工業規格JIS T9251が制定されました。

誘導用床材 [線状ブロック]

線状ブロック

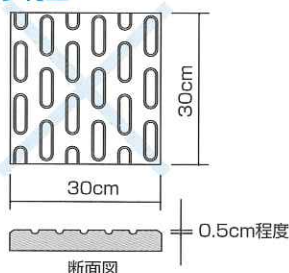


- ▲ 表面に平行する線状の突起がついており、誘導対象施設などの方向を案内する場合に用います。
- ▲ 移動する方向と線状突起の方向を平行にして、連続して敷設します。

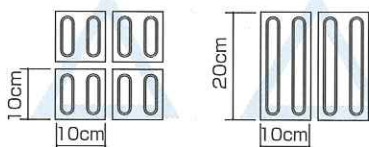


- ▲ 線状の凸部は、「連続した線」として認識できる方が望ましいため、端部の形状は半円形でない方が望まれます。

小判型

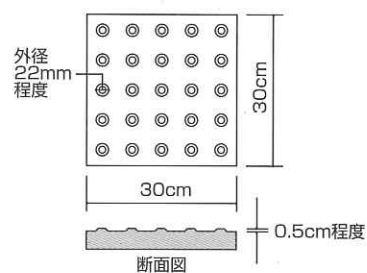


- ⊗ 小判型は注意喚起用床材と間違えることが多く識別しにくいので使用しない。



- ▲ 舗道タイル(10cm角)やレンガブロック(10cm×20cm)等は、線状の凸部が分節化するため、凸部が30cm以上連続したものを使用の方が望まれます。

注意喚起用床材 [点状ブロック]



- ▲ 表面に点状の突起がついており、注意を喚起したり、出入口や案内板等の誘導対象施設の位置を示す場合に用います。
- ▲ 屈折部分・段差部分(階段の始点・終点など)・危険箇所の前面などに敷設します。

敷設方法、素材、色彩はP.169 [視覚障害者誘導用床材・注意喚起用床材] 参照
視覚障害者の歩行と注意喚起方法はP.171 参照

(8) 視覚障害者を誘導する装置②

● 整備例

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

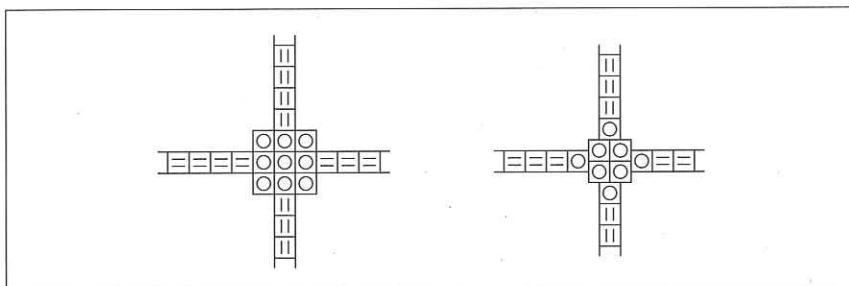
✕ 注意マーク

● 共通部分(歩道、廊下、通路等)

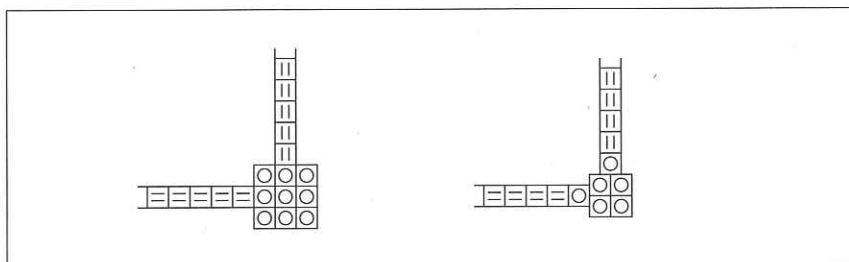
① 十字路

▲ 街路や敷地内通路など歩行速度が速くなる部分では、点状ブロックを3枚以上連続させることが望めます。

(以下、同じ)

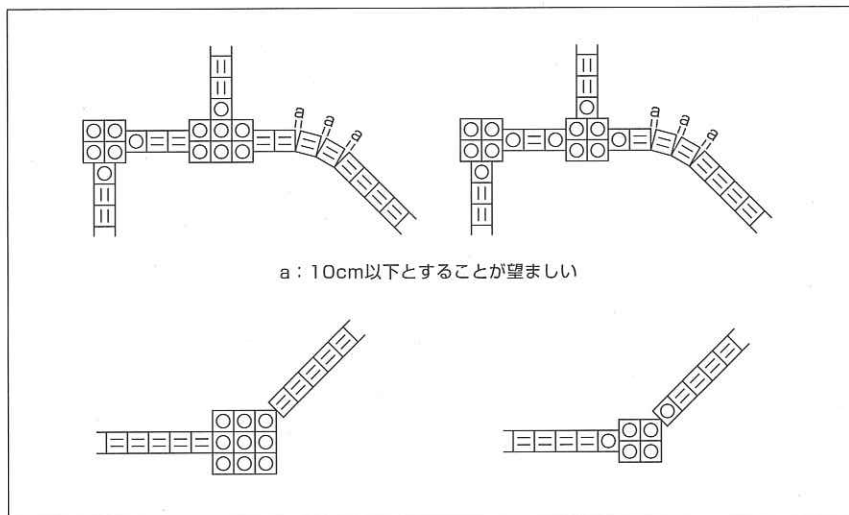


② 直角の曲がり角



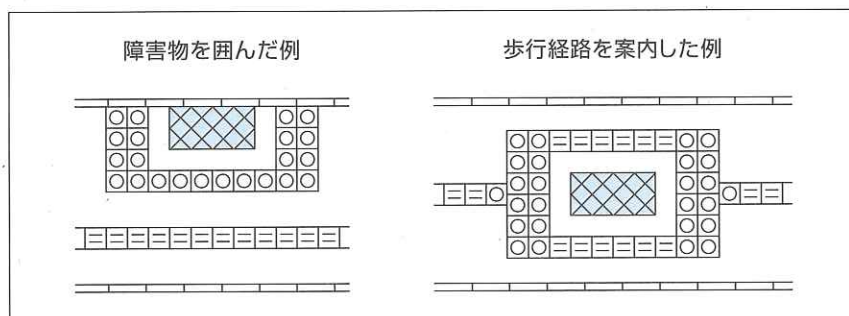
③ ゆるやかな曲がり角

▲ 線が連続するようにします。



④ 通路の障害物

▲ 通路上に車止め、電柱その他障害物が設置されている場合は、衝突を防止するため、必要に応じてその手前に点状ブロックを敷設します。

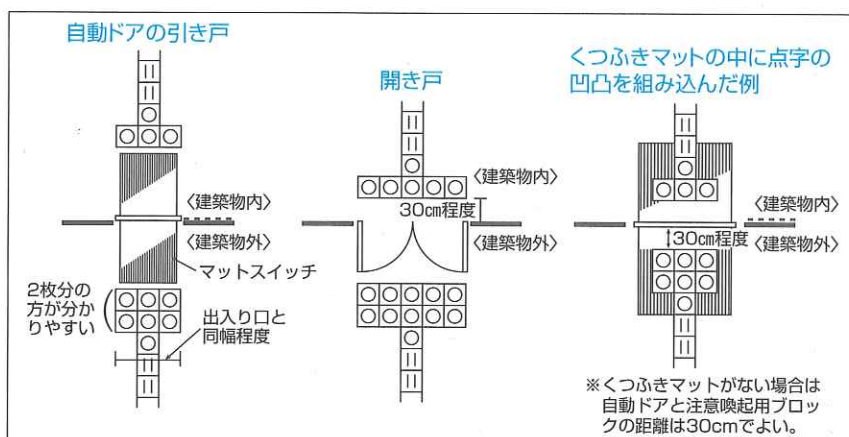


●建築物

①出入口

⚠ 点状ブロックは、出入口の幅と同幅程度に敷設します。

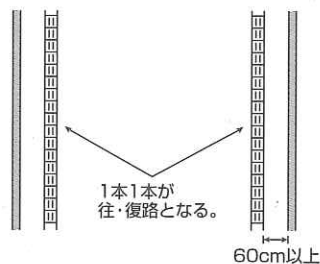
⚠ 扉の前後に自動ドアのマットスイッチやくつふきマットを設ける場合は、その直前部分に点状ブロックを敷設します。



②廊下

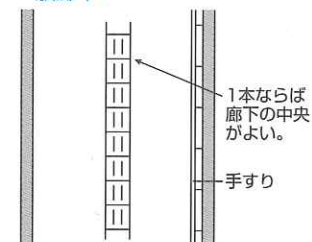
通路の幅が広く、両側に利用施設がある場合

例：駅舎等及び視覚障害者が多く利用する大規模施設



- ⚠ 廊下の両側に敷設します。(それぞれ往・復路で使用するため、壁面から60cm以上離す。)
- ⚠ 必要に応じて壁面等に点字表示を設置します。

一般廊下

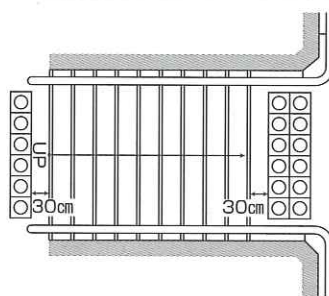


- ⚠ 廊下に手すりがある場合でも手すりとは併用することはないため、手すりとは近接させる必要はありません。
- ⚠ 廊下の中央部分に敷設します。(障害物をよけやすい。)

③階段

⚠ 階段の昇り口や降り口（踊場を含む）の床に点状ブロックを設け、視覚障害者に注意を促します。

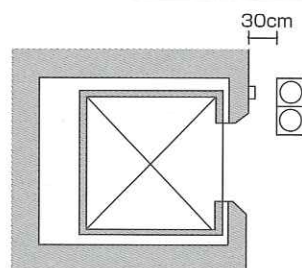
敷設の方法は、段の上端と下端から30cm離れた部分に階段の幅と同幅程度で敷設します。



- ⚠ 階段の上端部分が高い場所に面している場合は2列とします。

④エレベーター

⚠ 操作盤の壁面から30cm離れた部分に点状ブロックを2枚程度敷設します。



- ⚠ 押しボタン側に設置します。

- ⚠ 押しボタンを探すことが困難なため、押しボタンまでの誘導が必要です。